商店街組織等設立に関するスキーム

商店街組織等の設立

商店街組織等の設立から設立後までのスキーム（組織（団体）と町の関わり）※事業以外の部分で実施すること。

設立準備

組織（団体）設立へ
- 会員の募集（会員数等に関する明確な決まりはない。）
- 会則又は規約の作成
- 設立総会の実施
- 事業計画書、収支予算書の作成

※法人組織を設立する場合は、多くのステップがある。

商店街組織等設立届出書を提出

- 嵐山町企業支援課へ「商店街組織等設立届出書」を提出する。(1)～(8)の各種添付書類及び「(9)商店街組織等設立に関する同意書」を添付する。

※会長（代表者）の変更や解散があった場合は、その都度、届出を行う。

調査等へ協力

- 国や県等が実施する調査に協力する。

【参考例】
- 商店街組織調査（県）
- 各種補助金等の要望や活用調査（県）

※町の方でも、地域活性化への取組みを把握する。

補助金等の申請

- 主に県が実施する補助金等に申請する場合に、町の推薦や町を通して要望するものもある。

【参考例】
- 地域商業・商店街活動応援事業補助金（県）
- 商店街等施設整備事業補助金（県）
- 地域商業機能複合化推進事業補助金（国）